

# <普通肥料生産>



## I 登録・届出の手続方法

### 1 県知事登録肥料の申請について

県知事登録肥料については、肥料の銘柄ごとに県知事へ登録しなければなりません。また、登録の有効期間は3年と6年のものがありますが、申請により更新することができます。

なお、登録事項に変更があった場合または生産を廃止した場合も届出てください。

#### (1) 登録申請に必要な書類等

- ア 肥料登録申請書 1通
- イ 登記簿謄本（法人の場合）または住民票（個人の場合） 1通
- ウ 地図（工場、事務所の所在地を示す略図） 1通
- エ 分析証明書
- ・登録を受けようとする肥料の分析証明書で、原則、公的機関が発行するもの。
  - ・申請者が分析を依頼したもの。
- オ 登録手数料（熊本県収入証紙）「熊本県手数料条例」
- 肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第6号の肥料・・・ 19,000円
- 〃 第7号の肥料・・・ 37,000円
- カ 製品の見本 500g程度

#### (2) 肥料登録有効期間更新申請に必要な書類等（有効期限の約30日前までに申請）

- ア 肥料登録有効期間更新申請書 1通
- イ 肥料登録証 1通
- ウ 登録手数料（熊本県収入証紙）「熊本県手数料条例」
- 肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第6号の肥料・・・ 4,000円
- 〃 第7号の肥料・・・ 8,000円

(参 考)

法律第4条第1項第6号	農協等が生産する配合肥料
〃 第7号	石灰質・有機質肥料（化学的製法によらないもの）等

(3) その他登録に係る届出（変更があつてから2週間以内）

変更内容	提出書類	添付書類
肥料登録証記載事項に変更があつた場合	肥料登録証の書替交付申請書 1通	登録証 登記簿等
上記以外の変更の場合	肥料登録事項変更届 1通	登記簿等
有効期間前に生産を廃止した場合	肥料生産事業廃止届及び 肥料登録失効届 1通	登録証
有効期間満了により 生産を廃止した場合	肥料登録証失効届 1通	登録証
登録証を紛失した場合	肥料登録証再交付申請書 1通	登記簿等

2 登録の申請及び登録証について

肥料登録申請書が提出され、審査の結果、適正と認められた場合には、登録証を交付し、熊本県公報により公告します。登録を受けた業者は登録証の正本を事務所に、副本を生産事業場に備え付けておいてください。